【東山団地】

簡易ガス料金規定

2017年4月1日実施

(平成29年4月1日実施)

北海道ガス株式会社

# 目 次

# 内容

	1.	適用
	2.	料金規定の変更
	3.	その他
付	則	I
	1.	料金規定の実施期日
	(別	l表第1)
	(別	表第2)

#### 1. 適用

- (1) この簡易ガス料金規定(以下「料金規定」といいます。)は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (2) この料金規定は、当社の簡易ガス供給約款と併せて適用いたします。

# 2. 料金規定の変更

- (1) 当社は、この料金規定の変更を必要と判断した場合、この料金規定を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金規定によります。
- (2)この料金規定を変更する場合の手続きは、簡易ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

# 3. その他

その他の事項については、簡易ガス供給約款を適用いたします。

# 付 則

#### 1. 料金規定の実施期日

この料金規定は、2017年4月1日(平成29年4月1日)から実施いたします。

# (別表第1)

# 供給地点

供給地点群名 東山団地

地点群名 果山団地 	
供給地点	
函館市東山2丁目	
1番1~11	36番1~10
2番1~7、8 (1~2)、9	37番1、2(1~2)、3~10
16番1~9	38番1~11
17番1~9、10(1~2)、11	39番1~10
19番1~8	40番1~9
20番1~8	41番1、2 (1~2)、3~10
21番1~8	42番1~5、6 (1~2)、7~8
22番1~8	43番1~4
23番1~16、17(1~3)	46番1~9、10(1~2)、11~16
24番1~10、11(1~4)、12	47番1~13
25番1~5、6 (1~2)、7	48番1~10、11(1~2)、12~16
26番1~10	49番1~8、9 (1~2)、10~16
27番1~10	50番1~17
28番1~3、4 (1~2)、5~10	51番1~5
29番1、2(1~2)、3-1~2、	52番1~10
$4 \sim 9$ , $10 - 1 \sim 2$	
30番1~8	53番1~15
31番1~3、4 (1~2)、5~8	54番1~6、7(1~2)
32番1~8	61番1~15
33番1~8	62番1 (1~2)、2~18
34番1~13	63番1~15
35番1、2(1~4)、3~9	64番1~9、10(1~8)
函館市東山3丁目	
1番1~4	15番1~8
2番1 (1~2)、2 (1~4)	16番1~7
3番1、2 (1~6)、3~10	17番1~10
4番1~10	18番1、2 (1~4)、3~8
5番1~9	19番1~11、12(1~4)、13
6番1~7、8 (1~4)	20番1~6
14番1~6	

供給地点数 597

#### (別表第2)

適用する料金表 【東山団地】

#### 1. 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 8 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

#### 2. 料金表A(消費税等相当額を含みます。)

#### (1) 基本料金

#### (2) 基準単位料金

# (3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位 料金といたします。

# 3. 料金表B(消費税等相当額を含みます。)

# (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,317.60円
------------------	-----------

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	348.66円
------------	---------

# (3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の 2 6 に基づき算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### 5. 料金表 C (消費税等相当額を含みます。)

# (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,775.60円
------------------	-----------

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	300.06円
1 11/1/2 1/1/2 20	300.00 1

# (3)調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の 2 6 に基づき算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。